**意見公募要領**

１　意見公募対象

（１）電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部を改正する省令案（新旧対照表）

（２）無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部を改正する省令案（新旧対照表）

（３）特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）の一部を改正する省令案（新旧対照表）

（４）昭和32年郵政省告示第708号（免許を要しない無線局の用途並びに電波の型式及び周波数を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

（５）平成元年郵政省告示第42号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

（６）平成元年郵政省告示第49号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

（７）平成6年郵政省告示第72号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

（８）平成6年郵政省告示第424号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

（９）平成12年郵政省告示第314号（無線設備規則第四十九条の十四第一号ハのただし書の規定により、同号ハ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

（10）平成18年郵政省告示第659号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

（11）平成19年郵政省告示第368号（別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

（12）平成24年郵政省告示第422号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

（13）平成24年総務省告示第471号（周波数割当計画）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

２　意見公募の趣旨・目的・背景

ロボットにおける電波利用については、これまで、その用途（画像伝送、データ伝送、操縦コマンド等）に対して汎用的に使用可能な無線システムを活用して運用されてきました。しかしながら、様々な分野におけるロボットの活用可能性が注目を集める中で、今後のロボットにおける電波利用の高度化のニーズに応えるため、その要求条件、運用形態等を考慮に入れつつ、使用可能周波数の拡大等の電波利用に係る環境整備について、平成27年３月から情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会（主査：安藤 真　東京工業大学　理事・副学長（研究担当）　産学連携推進本部長）において技術的な検討が進められました。

また、近年、免許を要しない特定小電力無線局のうち、150MHz帯を使用する動物検知通報システム等において、チャネル不足により必要な通信の確保ができないといった課題に加え、用途の拡大に対するニーズが高まっています。このような状況を踏まえ、免許を要しない特定小電力無線局において、狭帯域の通信方式を導入し、一層の周波数の有効利用を図ることに加え、新たな用途の拡大などによる利便性の向上を図るため、平成27年５月から同委員会において技術的な検討が進められました。

上記２件について、平成28年３月22日に情報通信審議会（会長：内山田　竹志　トヨタ自動車株式会社取締役会長）から答申及び一部答申を受けたところです。

これらを踏まえ、今般、ロボットにおける電波利用の高度化及び特定小電力無線局の高度化のため、関係規定について整備するものです。

３　資料入手方法

　　準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(http://www.e-Gov.go.jp/)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

４　意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

　　なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

　　　電子メールアドレス：　landmobile\_firstech\_atmark\_ml.soumu.go.jp

　　　総務省総合通信基盤局電波部移動通信課　あて

　　※スパムメール防止のため＠を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

　　※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

　　※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

（３）郵送する場合

　　　〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２

　　　　　　　　　総務省総合通信基盤局電波部移動通信課　あて

　　　別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

　　○ディスクの種類：CD‐R、CD‐RW、DVD-R又はDVD-RW

　　○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

　　○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

　　　なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（４）FAXを利用する場合

　　　FAX番号：03‐5253‐5946

　　　　　　　　総務省総合通信基盤局電波部移動通信課　あて

　　※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

　　　なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

５　意見提出期間

　　平成28年５月13日（金）から平成28年６月13日（月）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

６　留意事項

・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。

・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布又は閲覧に供します。

・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。

・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

　総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

　担　当：伊藤、柏崎

　電　話：03-5253- 5895

　ＦＡＸ：03-5253- 5946

　電子メールアドレス：landmobile\_firstech\_atmark\_ml.soumu.go.jp

　　　　　　　　　　　※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

　　　　　　　　　　　メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

**意　見　書**

平成　　年　　月　　日

総務省総合通信基盤局

　電波部移動通信課　あて

　　　　　　　　　　　　　　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人又は団体名等）（注１）

　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　電子メールアドレス

　「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集－ロボットにおける電波利用の高度化及び特定小電力無線局の高度化に係る技術基準の導入－」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

|  |  |
| --- | --- |
| 該当箇所 | 御意見 |
|  |  |